

平成 27 年 5 月 20 日(水)

衆議院 地方創生に関する特別委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「東日本大震災復興特別区域法の枠組み」

復興庁作成資料

1頁

- ・資料2 「28 年度以降の復興事業の考え方」

復興庁作成資料

2頁

- ・資料3 「東日本大震災の被災自治体における財政指標の状況 市町村内訳」

復興庁作成資料

3頁

- ・資料4 「衆議院会議録 第 189 回国会 本会議第 20 号」より抜粋

「国家戦略特別区域法」(抄)

「総合特別区域法」(抄)

4頁

- ・資料5 「地域再生法の一部を改正する法律案の概要:企業の地方拠点強化の促進」

内閣府作成資料

5頁

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成が
できる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である
財特法の特定被災区域等(227市町村の区域)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

- 県、市町村が単独又は共同して作成
- 民間事業者等の提案が可能
- 個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

復興整備計画の作成

- 市町村が単独又は県と共同して作成
- 土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

復興交付金事業計画の作成

- 市町村が単独又は県と共同して作成
- 交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特別措置
- ・利子補給

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための 特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

内閣総理大臣に提出

- 復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)
- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特例の追加・充実

復興特別区域法の枠組み

28年度以降の復興事業の考え方

大分類		中分類		小分類	主な事業(27年度予算ベース)	
I	被災者支援	1	生活再建		被災者生活再建支援金補助金、災害救助法による災害救助等	
		2	心のケア・見守り支援		被災者健康・生活支援総合交付金、緊急スクールカウンセラー等派遣事業、被災者の心のケア支援事業、地域支え合い体制づくり事業	
		3	就学支援等		震災に起因する法的紛争の解決に資する情報提供業務・民事法律扶助業務の実施、大学等奨学金事業(無利子)、被災児童生徒就学支援等事業	
II	災害復旧事業等	1	廃棄物処理		漁場復旧対策支援事業、災害廃棄物処理代行事業	
		2	災害復旧事業(関連経費を含む)		公立学校施設災害復旧費、水道施設の災害復旧、災害復旧等事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	
III	原子力災害特有の課題に対応する事業	1	除染等	a	求償対象事業	放射性物質汚染廃棄物処理事業、中間貯蔵施設の整備等、放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施
				b	その他	放射性物質被害林産物処理支援事業、直轄農業水利施設放射性物質対策事業
		2	避難指示区域に係る事業		福島再生加速化交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等	
		3	賠償関連		原子力損害賠償の円滑化	
		4	モニタリング、検査		放射性物質影響調査推進事業、放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費、環境放射線測定等に必要経費	
5	風評被害対策		福島産農産物等戦略的情報発信事業、福島県における観光関連復興支援事業			
IV	東日本大震災復興交付金	1	基幹事業			
		2	効果促進事業			
V	その他被災地の課題に対応する事業	1	復興に資する公共事業等		水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、農村地域復興再生基盤総合整備事業、道路整備事業、社会資本整備総合交付金、循環型社会形成推進交付金	
		2	産業振興	a	融資・貸付等	復興特区支援利子補給金、東日本大震災復興特別貸付等
				b	復興支援	「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業、東日本大震災農業生産対策交付金、中小企業再生支援協議会事業
		3	調査・研究開発		東北発素材技術先導プロジェクト、東北マリンサイエンス拠点形成事業	
4	その他		東日本大震災復興推進調整費、登記事務処理の適正・迅速な実施			
VI	一般会計等で対応する事業 (一般会計等の国の既存施策で同種の事業を実施している事業、被災地以外でも課題となっている事業など)		東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業、東北復興次世代エネルギー研究開発プロジェクト、寄り添い型相談支援事業、事業復興型雇用創出事業、農山漁村被災者受入円滑化支援事業、森林整備事業(災害に強い森林づくり)、復興に向けた木の暮らし創出支援事業、社会資本整備総合交付金、地域公共交通確保維持改善事業(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)、被災地における土地取引実態調査、東北地域観光復興対策事業			
VII	平成27年度限りで終了する事業 (事業目的・目標を達成した、必要性・緊急性がなくなった事業など)		「新しい東北」先導モデル事業、県外自主避難者等への情報支援事業、東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業、先端計測分析技術・機器開発プログラム「放射線計測分析技術・機器・システムの開発」、震災等対応雇用支援事業、被災農家経営再開支援事業、農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発、福島再生可能エネルギー次世代技術研究開発事業、福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業、事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物処理施設の解体・整備マニュアル策定事業			

注)上記分類のうち、「IV-2」及び「V」に分類される事業であって、本来、自治体負担のある事業(下線のある事業)については、実質的な自治体負担の導入を検討。
※ただし、原子力災害被災地域12市町村の事業は除く。

(単位:千円、%)

団体名	地方税			財政調整基金現在高			地方債現在高			実質公債費比率(%)			財政力指数		
	21年度	25年度	増減率(対21)	21年度	25年度	増減率(対21)	21年度	25年度	増減率(対21)	21年度	25年度	21年度	25年度	21年度	25年度
宮城県	5,528,704	5,093,184	▲ 7.9	2,637,735	8,667,695	228.6	38,806,553	35,862,675	▲ 7.6	15.7	11.6	0.36	0.32		
岩手県	3,905,568	4,118,210	▲ 5.4	1,000,654	7,084,820	608.0	27,822,656	21,053,410	▲ 3.5	12.3	12.5	0.43	0.39		
岩手県	4,074,594	4,091,284	0.4	696,645	1,789,210	156.8	27,586,719	26,691,700	▲ 3.2	16	15.5	0.39	0.37		
岩手県	1,800,355	1,318,873	▲ 26.7	415,261	3,400,759	718.9	14,635,810	12,383,703	▲ 15.4	19	17.3	0.28	0.23		
岩手県	4,345,764	4,022,378	▲ 7.4	553,640	2,987,614	421.6	20,630,104	19,556,628	▲ 5.2	12.4	13.7	0.51	0.42		
岩手県	441,800	465,298	▲ 5.3	700,819	1,492,210	112.9	5,126,391	5,183,476	▲ 1.1	10.4	6.9	0.18	0.15		
岩手県	1,143,608	774,228	▲ 32.3	803,263	4,328,977	438.9	6,640,336	6,180,779	▲ 6.9	13.6	14	0.32	0.24		
岩手県	1,195,658	973,409	▲ 18.6	643,590	3,186,465	395.1	8,846,795	7,375,222	▲ 16.6	15.6	12.5	0.28	0.26		
岩手県	699,022	709,501	▲ 1.5	1,443,033	1,705,434	18.2	10,092,464	12,035,068	▲ 19.2	13	8.2	0.15	0.14		
岩手県	222,579	219,915	▲ 1.2	1,105,570	3,059,960	176.8	4,788,017	4,753,739	▲ 0.7	13	10.5	0.14	0.12		
岩手県	191,738	198,863	▲ 3.7	492,038	1,046,391	112.7	3,477,147	3,603,572	▲ 3.6	18.2	13.8	0.14	0.13		
岩手県	298,050	281,020	▲ 5.7	546,062	1,768,966	223.9	3,028,809	2,815,528	▲ 7.0	14.6	7.6	0.18	0.16		
岩手県	1,170,621	1,224,570	▲ 4.6	761,678	1,574,363	106.7	11,589,809	13,279,907	▲ 14.6	15.2	10.2	0.23	0.21		
岩手県	250,180,661	23,490,733	▲ 6.1	17,999,988	41,992,864	235.9	177,071,610	170,775,407	▲ 3.6	14.6	12.5	0.28	0.24		
宮城県	17,562,841	14,490,311	▲ 17.5	2,522,611	13,054,958	417.5	69,342,570	71,165,385	▲ 2.6	14.3	15.0	0.51	0.47		
宮城県	6,147,875	5,291,359	▲ 13.9	551,879	1,033,149	87.2	24,463,866	21,818,394	▲ 10.8	8.2	12.8	0.54	0.47		
宮城県	6,838,698	5,468,127	▲ 20.0	1,317,332	10,401,105	689.6	29,913,329	29,946,915	▲ 0.1	15.5	14.0	0.43	0.41		
宮城県	10,439,410	10,528,390	▲ 0.9	1,059,873	8,400,386	692.6	28,113,243	27,291,579	▲ 2.9	10.3	9.2	0.75	0.75		
宮城県	7,819,439	6,796,871	▲ 13.1	1,688,875	3,563,182	111.0	20,784,436	21,724,858	▲ 4.5	10.1	12.1	0.74	0.68		
宮城県	6,714,384	6,384,511	▲ 4.9	2,628,726	6,307,912	140.0	9,715,009	10,690,316	▲ 10.0	5.4	6.1	0.80	0.76		
宮城県	6,755,507	7,122,842	▲ 5.4	4,260,836	9,843,038	131.0	45,004,102	43,275,563	▲ 3.8	16.4	11.1	0.33	0.32		
宮城県	3,509,131	3,233,736	▲ 7.8	1,032,719	5,888,366	470.2	16,408,061	16,292,701	▲ 0.7	14.1	15.2	0.45	0.40		
宮城県	3,563,130	3,240,173	▲ 9.1	950,308	4,693,694	393.9	9,220,178	9,756,563	▲ 5.8	11.0	9.6	0.59	0.50		
宮城県	1,370,113	1,071,847	▲ 21.8	1,303,470	5,443,420	317.6	6,368,968	5,773,029	▲ 9.4	15.6	15.3	0.41	0.34		
宮城県	1,743,505	1,663,372	▲ 4.6	502,879	442,967	▲ 11.9	5,874,425	6,016,242	▲ 2.4	13.8	9.2	0.53	0.45		
宮城県	2,373,090	2,213,371	▲ 6.7	1,083,000	1,382,816	27.7	4,270,871	3,772,948	▲ 11.7	12.2	5.2	0.61	0.60		
宮城県	4,363,571	4,628,926	▲ 6.1	1,133,502	1,564,781	38.0	13,240,589	12,216,340	▲ 7.7	14.6	11.0	0.85	0.79		
宮城県	4,144,820	3,338,160	▲ 19.5	9,458,605	11,532,614	21.9	3,309,647	3,643,083	▲ 10.1	4.1	6.0	1.41	1.04		
宮城県	1,338,136	943,287	▲ 29.5	634,125	6,836,075	978.0	10,767,894	9,390,230	▲ 12.8	14.2	11.8	0.31	0.27		
宮城県	24,689,650	7,645,083	▲ 9.8	30,128,740	90,338,463	200.0	296,797,188	292,774,146	▲ 1.4	12.9	12.0	0.62	0.55		
宮城県	10,920,711	9,909,216	▲ 8.9	41,928,726	132,381,227	216.7	478,668,796	468,649,563	▲ 2.2	13.4	12.7	0.46	0.41		



○衆議院会議録 第189回国会 本会議 第20号より 石破大臣発言抜粋

地方創生特区を指定する目的、地方創生特区への期待等についてのお尋ねでございます。

地方創生特区は、熱意のある自治体が、規制改革により地方創生を実現できますよう、国家戦略特区をさらに進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行うものとして指定をするものであります。

三月十九日の国家戦略特区諮問会議におきまして、地方創生特区の第一弾として、秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県の三地域を指定したところであります。

これにより、地方創生を規制改革により実現するという新たなモデルが構築され、全国の地方創生をリードすることを期待いたしております。

○国家戦略特別区域法（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

○総合特別区域法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七条第二項第三号において同じ。）及び地域活性化総合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七条第二項第三号において同じ。）をいう。

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

地域再生法の一部を改正する法律案の概要：企業の地方拠点強化の促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要
- 地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置づけるとともに、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置
- 農村地域への農業関連産業等の導入促進

企業の地方拠点強化の促進(地方活力向上地域等特定業務施設整備法)

事業スキーム

内閣総理大臣

申請

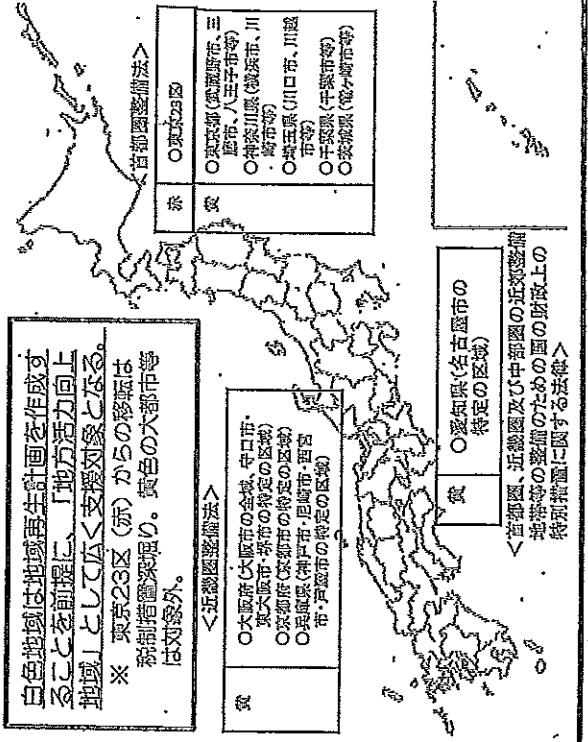
認定

【第5条第4項第4号】
都道府県/都道府県又は市町村
「地域再生計画」
(地方活力向上地域等特定
業務施設整備事業を記載)

【第17条の2】
事業者
「地方活力向上地域
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務 【第17条の3】
認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証
- 特定業務施設の増設又は新設に関する課税の特例(オフィス減税) 【第17条の4】
認定事業者が特定業務施設の増設又は新設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)
- 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例(雇用促進税制) 【第17条の5】
認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除
- 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置 【第17条の6】
特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税(移転を伴う場合のみ)、不動産取得税又は固定資産税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填



税制特例の概要(租税特別措置法(規定))

<p>拡充型(全社内直轄)</p> <p>地方にある企業の本社機能の強化を支援</p> <p>オフィス減税</p> <p>オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は新築増設4% (※) 《新設》 ※計画承認が平成29年度の場合は2% (特種対象：建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)</p>	<p>移転型</p> <p>東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り</p> <p>オフィス減税</p> <p>オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は新築増設7% (※) 《新設》 ※計画承認が平成29年度の場合は4% (特種対象：建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)</p>	<p>雇用促進税制</p> <p>増加雇用者1人当たり最大50万円を税額控除(従来の40万円に、地方拠点は更に10万円上乗せ) ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 《新設》</p>
--	---	---

遊休工場用地を有効活用

事業スキーム

内閣総理大臣

申請

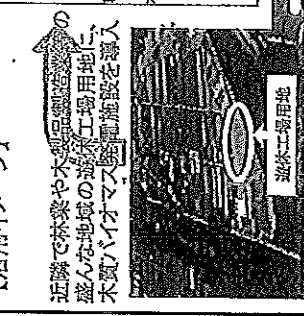
認定

【第5条第4項第7号】
都道府県又は市町村
「地域再生計画」
(遊休工場用地(農工法に基づき整備されたものの、一定期間以上利用されていない工場用地)を導入する産業を記載)
※ 市町村が作成する場合には、都道府県知事同意が必要

特例措置の概要

- 地域再生計画に記載された業種は、農工法の対象業種(※)以外であっても遊休工場用地に導入可能とする。遊休化した工場用地の活用が可能に。【第17条の14】

【活用イメージ】



※ 紙造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業